

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和元年6月25日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名 称 （仮称）アルペン新発田店・ツルハドラッグ新発田店
所在地 新発田市舟入町3丁目718番地 外
設置者 株式会社アルペン 他1者
- 2 変更しようとする事項
 - (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
(変更前) 2,202㎡
(変更後) 3,197㎡
 - (2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ア 駐車場の収容台数
(変更前) 97台
(変更後) 154台
 - イ 駐輪場の収容台数
(変更前) 13台
(変更後) 42台
 - ウ 荷さばき施設の位置及び面積
(変更前)・位置 届出書に添付された図面のとおり
・面積 57.0㎡
(変更後)・位置 届出書に添付された図面のとおり
・面積 99.0㎡
 - エ 廃棄物保管施設の位置及び容量
(変更前)・位置 届出書に添付された図面のとおり
・容量 15.0㎡
(変更後)・位置 届出書に添付された図面のとおり
・容量 20.0㎡
 - (3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(変更前)
・株式会社アルペン
午前10時00分から午後9時00分
(変更後)
・株式会社アルペン
午前10時00分から午後9時00分
・株式会社ツルハ
午前6時00分から午後12時00分
 - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
(変更前) 午前9時30分から午後9時30分
(変更後) 午前5時30分から翌午前0時30分
 - ウ 駐車場の出入口の数及び位置
(変更前)・数 3カ所
・位置 届出書に添付された図面のとおり
(変更後)・数 4カ所
・位置 届出書に添付された図面のとおり
- 3 変更年月日

令和2年2月6日

4 届出年月日

令和元年6月5日

5 縦覧場所

新潟県産業労働部商業・地場産業振興課

(なお、新発田市商工振興課でも閲覧ができます。)

6 縦覧期間

令和元年6月25日から令和元年10月25日まで

7 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先

商業・地場産業振興課 商業振興係

電 話 025-280-5237

Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp